

# 苫小牧工業高等専門学校学術情報センター委員会規程

規則第41号

制 定 平成15年4月1日  
一部改正 平成16年4月1日  
一部改正 平成17年4月1日  
一部改正 平成18年4月1日  
一部改正 平成19年4月1日  
一部改正 平成27年3月10日  
一部改正 平成28年1月26日

(趣旨)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校学術情報センター（以下「センター」という。）規程第5条第2項の規定に基づき、学術情報センター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの運営管理に関する事項
- 二 図書館・図書情報サービスに関する事項
- 三 紀要に関する事項
- 四 情報セキュリティに関する啓発及び教育計画の実施に関する事項
- 五 情報セキュリティ監査の実施に関する事項
- 六 情報セキュリティ対策及び情報セキュリティポリシーの運用状況等の評価に関する事項
- 七 ICT活用教育実施に関する事項
- 八 その他センター運営に関する必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 その他校長が指名した者

(任期)

**第4条** 前条第五号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

**第6条** 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(議事)

**第7条** 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

**第9条** 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。

4 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(報告)

**第10条** 委員長は、委員会の審議の結果を、校長に報告する。

(委員会の事務)

**第11条** 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 苫小牧工業高等専門学校メディアセンター委員会内規（平成8年4月1日施行）及び苫小牧工業高等専門学校情報処理センター委員会内規（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第三号の規定は、平成17年度以後の委員について適用し、平成16年度の委員については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する

**附 則**

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校システム管理部会要項（平成16年9月2日施行）及び苫小牧工業高等専門学校情報セキュリティ評価専門部会要項（平成16年9月2日施行）は廃止する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。